

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求」に、「第22条」を「第23条」に、「（第23条—第27条）」を「（第24条—第28条）」に改める。

第2条第3号中「情報」の前に「行政文書の開示」を加える。

第16条第1項中「第21条」を「第22条」に、「第22条」を「第23条」に改め、同条第3項中「第20条」を「第21条」に、「第21条」を「第22条」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第20条の見出し中「審査会への」を「裁決に関わる」に改め、同条を第21条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（審査請求）

第20条 開示請求者は、開示請求に対する実施機関の措置に不服があるときは、実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 開示決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第20条第1項各号列記以外の部分中「決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、同項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」

による不服申立てがあったときは、当該不服申立て」を「審査請求があったときは、当該審査請求」に、「決定をすべき」を「裁決をすべき」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見が提出されている場合を除く。）

第20条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第27条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条中「広域連合は、」を「広域連合長は、」に改め、同条を第24条とする。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章中第22条を第23条とする。

第21条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

第21条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中

「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、
「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第22条とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。